許可番号　第０１２１０００３４５３号

産業廃棄物収集運搬業許可証

複製厳禁

住　所　千葉県白井市名内３２４番地１９

氏　名　京葉ケミカル 株式会社
　　代表取締役　野辺　晃司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　熊　谷　　俊

許可の年月日　　令和 ８ 年 ３ 月３１日

許可の有効年月日　　令和１２年１２月１８日

１．事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア　収集・運搬（ただし，積替・保管を除く。）に係るもの

(ｱ) 燃え殻，(ｲ) 汚泥，(ｳ) 廃油，(ｴ) 廃酸，(ｵ) 廃アルカリ，(ｶ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く），(ｷ) 紙くず，(ｸ) 木くず，(ｹ) 繊維くず，(ｺ) ゴムくず，(ｻ) 金属くず（自動車等破砕物を除く），(ｼ) ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く），(ｽ) 鉱さい，(ｾ) がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ　収集・運搬（ただし，積替・保管を含む。）に係るもの

(ｱ) 汚泥，(ｲ) 廃油，(ｳ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は，その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可証別紙１のとおり。

３．許可の条件

（１）積替・保管は、２に掲げる処理能力を超えて行わないこと。

許可番号　第０１２１０００３４５３号

（２）他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。

（３）産業廃棄物の保管については飛散・流出しないよう容器に入れて行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 12 月 19 日　　更新許可

令和 8 年 3 月 31 日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号　第０１２１０００３４５３号

許可証別紙１

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は，その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管場所の面積	最大保管量	保管高さ	数量	施設の所在地
汚泥	10 ㎡	5	２ｍ	1	千葉県白井市名内字向山３２４番１９の一部，３２４番２０の一部，３２４番２１
廃油	36 ㎡	20000 l	２ｍ	1	
廃プラスチック類	20 ㎡	8 ㎥	２ｍ	1	